

鳥取県身体障害者手帳障害程度の再認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)に基づく身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の再認定に関する事務の取扱手続については、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号。以下「政令」という。)及び身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(再認定の診査)

第2条 手帳の障害程度の再認定(以下「再認定」という。)については、政令第6条第1項及び省令第3条の規定に基づき実施するものとする。

(再認定の決定)

第3条 県福祉事務所長は、再認定に係る診査を受ける者及び時期については、診断書・意見書を参考に決定するものとし、必要な場合には、障害程度審査委員会の意見を聞くものとする。

2 再認定の時期については、概ね別表のとおりとし、月は1月、7月のいずれかとして設定するものとする。

(再認定の通知)

第4条 県福祉事務所長は、手帳の交付時に診査を受けるべき時期を手帳に記載するとともに、身体障害者手帳交付通知書に記載してその旨を書面(様式第1号)で通知するものとする。さらに、診査日が到来する概ね2か月前に、書面(様式第2号)で通知するものとする。

(再認定台帳の設置)

第5条 県福祉事務所長は、再認定台帳(様式第4号)を設置し、再認定を行うべき年月を記録し、円滑に事務手続きを行うものとする。

(再認定の診査の報告)

第6条 各市町村は、第4条の通知にもかかわらず、対象者が再認定に関する診査を受けない場合は、適切な指導を行い、それにもかかわらず診査を拒み又は忌避した場合は、管轄県福祉事務所長に報告する。

(再認定の診査の督促)

第7条 県福祉事務所長は、前条の報告を受けたときは、診査の督促を書面(様式第3号)で行うものとする。

(身体障害者手帳の返還)

第8条 県福祉事務所長は、診査を拒み又は忌避したときは、法第16条第2項の規定に

基づき手帳の返還命令をすることができる。

(再認定の特例)

第9条 進行性の病変等により、将来、障害程度が重度化するものについては、原則として再認定を義務付けないものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から適用する。

(別表)

再認定対象者の再認定時期について

1 身体障害者福祉法第 15 条の指定医師の診断書による再認定時期

(1) 身体障害者福祉法第 15 条の指定医師の診断書による再認定時期は、次のとおりとする。

指定医師による診断書の記載内容		再認定の時期
再認定要	年数記載あり	診断書の記載どおり (ただし、手帳交付後 1 年以上 5 年以内の時期)
	年数記載なし	手帳交付から 5 年後
再認定不要		なし(再認定不要)

(2) 再々認定については、(1)に準じる。その後も同様とする。

2 特別な場合における再認定時期

(1) 特別な場合における再認定時期については、別紙のとおりとする。

(2) 再々認定については、個別の状況により判断する。その後も同様とする。

(別紙)

特別な場合における再認定時期

- 1 3歳未満児については、別添「身体障害手帳障害認定に係る3歳未満児の取扱いについて」によるものとする。
- 2 更生医療給付者の再認定時期については、更生医療給付1年後とする。

【再認定を必要とする主な更生医療の内容】

障害名	再認定を必要とする更生医療の内容	備 考
1. 視覚	網膜剥離手術 水晶体摘出 眼内レンズ挿入(術) 角膜移植 虹彩切除術(瞳孔)など視力の回復を見込めるもの	・眼球摘出、義眼包埋術は視力の回復を見込めないため、再認定対象者とはしない。
2. 聴覚	鼓室形成術 鼓膜穿孔閉鎖術など聴力の回復を見込めるもの	・人工内耳、人口中耳は、術前の聴力レベルで認定するので、再認定対象者とはしない。
3. 音声・言語・そしゃく	口唇形成術・口蓋形成術	・歯科矯正(唇顎口蓋裂の後遺症によるそしゃく機能障害)は、手帳認定3年後再認定としており、次頁に記載有り。
4. 肢体不自由	関節形成術など	・人工関節又は骨頭置換術後は、当該関節の機能全廃の等級となり、障害程度が重度化するので、本基準での再認定対象者とはしない。 ・切断端形成術後は、障害程度の変化がないので再認定対象者とはしない。
5. 心臓	心房、心室中隔欠損の手術(先天性) 冠動脈バイパス術・PTCA等虚血性心疾患に対する手術や治療など	・ペースメーカー埋込術と弁置換術は、手術後1級となり、障害程度が重度化するので、再認定対象者とはしない。
6. 腎臓	-	・じん移植後、抗免疫療法を行っている期間は1級であり、再認定対象者とはしない。 ・人工透析実施中のものは、再認定対象者とはしない。

障害名	再認定を必要とする更生医療の内容	備 考
7. 小腸	小腸疾患の治療（中心静脈栄養法など）	・原因疾患のクローン病等は一般的に症状に変動があるので再認定のための診査時期は概ね3年後とする。
8. 免疫		・抗HIV療法実施中のものは、再認定対象者とはしない。

3 その他障害程度に変化が予想されるもののうち、特に次の再認定時期については、以下のとおりとする。

障害名	対象者	再認定時期	備 考
1. 音声・言語・そしゃく	唇顎口蓋裂の後遺症による著しい咬合異常があるため、歯科矯正を必要とするそしゃく機能障害	認定3年後	・「歯科矯正治療等の適応があり」が基本条件であることから、歯科矯正治療等の一応の成果がみられる3年後とする。
2. 膀胱・直腸	先天性鎖肛に対する肛門形成術を行った場合	12歳及び20歳時	・「身体障害認定基準」第2の五の4 ぼうこう又は直腸機能障害の(4)ウ
3. 小腸	小腸切除(1級又は3級に該当する大量切除は除く)又は小腸疾患による小腸機能障害	認定3年後	・「身体障害認定基準」第2の五の5 小腸の機能障害の(注24) ・クローン病等の小腸疾患は一般的に症状に変動があるので、再認定のための診査時期は概ね3年後とする。

(様式第1号)

第 号
平成 年 月 日

(再認定対象者(又は保護者)) 様

鳥取県 福祉事務所長

障害程度の再認定について

このたび、交付(再交付)します身体障害者手帳については、診断書によれば、今後、障害程度に変化が予想されるため、下記のとおり再認定のための診査を受けていただく必要がありますのでご承知ください。

なお、再認定の手続きについては、再認定が必要とされるおおむね2カ月前に当所から文書でお知らせします。

記

手帳番号	鳥取県第 号
本人氏名	
再認定を要する障害区分	機能障害
再認定年月	平成 年 月
再認定を要する理由	(身体障害者福祉法施行規則第3条第1号～第4号のうちから記載)

(様式第2号)

第 号
平成 年 月 日

(再認定対象者(又は保護者)) 様

鳥取県 福祉事務所長

身体障害者手帳の障害程度の再認定について

このことについては、身体障害者手帳交付時にお知らせしましたが、再認定の時期がきましたので、下記事項に御留意の上、お住まいの市福祉事務所または町村担当課へ書類を提出していただくようお願いします。

なお、書類の提出がないときは、手帳を返還していただくことがありますので、御留意ください。

記

- 1 手帳番号 鳥取県第 号
- 2 本人氏名
- 3 提出期限 年 月 日
- 4 提出先 居住地の市福祉事務所または町村担当課
- 5 提出書類 身体障害者手帳再交付申請書、写真1枚(縦3.5cm×横2.5cm)
身体障害者診断書・意見書

(様式第3号)

第 号
平成 年 月 日

(再認定対象者(又は保護者)) 様

鳥取県 福祉事務所長

身体障害者手帳の再認定について

このことについては、付第 号で必要書類を提出されるよう通知しているところですが、まだ提出していただいております。

つきましては、下記事項に留意の上、お住まいの市福祉事務所または町村担当課へ書類を提出していただくようお願いします。

なお、正当な理由なく期限までに書類の提出がないときは、手帳を返還していただくこととなりますので、念のため申し添えます。

記

- 1 手帳番号 鳥取県第 号
- 2 本人氏名
- 3 提出期限 年 月 日
- 4 提出先 居住地の市福祉事務所または町村担当課
- 5 提出書類 身体障害者手帳再交付申請書、写真1枚(縦3.5cm×横2.5cm)
身体障害者診断書・意見書

(別添)

鳥取県身体障害手帳障害認定に係る3歳未満児の取扱いについて

- 1 3歳未満児の障害認定については、次のとおり取り扱うものとする。

取 扱 い
1 診断書・意見書に基づき審査し、妥当と認められる場合は、適当な期間後（おおむね3歳時～6歳時（学齢前））に再認定するという条件を付して、認定するものとする。ただし、障害程度や永続性が明確な障害（四肢欠損、無眼球等）の場合は、再認定の条件を付さないものとする。
2 審査に当たって、診断医師の見解と障害程度審査委員会の見解が相違する場合は、鳥取県社会福祉審議会に諮問するものとする。

- 2 この取扱いは、平成17年4月7日から適用する。